

茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者等に対し緊急通報装置（以下「装置」という。）を設置することにより、急病・災害等の緊急事態に適切な対応を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施の方法)

第2 緊急通報装置設置事業（以下「事業」という。）は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による大阪府公安委員会の認定を受けた法人に委託して実施する。

(対象者)

第3 事業の対象となる者は、次の第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、第7号から第11号までのいずれにも該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度等級1級又は2級のもの
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が重度であるもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が重度であるもの
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療を受けるため同法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けた者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者
- (7) 設置申請の日において本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (8) ひとり暮らし世帯、高齢者若しくは障害者のみの世帯又はこれらに準ずると認められる世帯に属する者
- (9) 通常の電話による緊急事態の連絡をとることが困難と認められる者
- (10) 装置を適切に操作することができると認められる者
- (11) 次に掲げる施設に入所等していない者

- ア 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- ウ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
- エ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
- オ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
- カ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- キ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- ク 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- ケ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- コ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- サ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- シ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する施設入所支援を行う施設
- セ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設

（設置の場所）

第4 装置の設置場所は、第3に規定する対象者の住居とする。

（設置の申請）

第5 装置の設置を受けようとする者は、茨木市緊急通報装置申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請者及び申請者が属する世帯員の当該年度（4月1日から6月30日までの間に申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。第9第4項において同じ。）の証明書

(2) 生活保護適用に関する証明書

2 市長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（設置の決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、設置の要否及び別表に定める利用者世帯の階層区分に応じ、利用者負担割合により算出した月額（以下「利用者負担額」という。）を決定し、申請者に対して茨木市緊急通報装置設置決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の場合において適当と認めないときは、申請者に対して茨木市緊急通報装置設置不承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

（廃止の届出）

第7 設置の決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市緊急通報装置設置廃止届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が転出したとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者が第3に規定する対象者でなくなったとき。
- (4) 利用者が装置を設置する必要がなくなったとき。

（設置の廃止）

第8 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、装置の設置を廃止する。

- (1) 第7の届出があったとき。
- (2) おおむね3月の間、利用者負担額の支払がなかったとき。
- (3) 利用者が第3に規定する対象者でなくなったと認めるとき。
- (4) 装置を設置する必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項第2号から第4号までに掲げる事由により設置を廃止したときは、利用者に対し、理由を付して、茨木市緊急通報装置設置廃止通知書（様式第5号）により通知する。

（費用負担）

第9 利用者は、別表に掲げる区分に応じ、利用者負担額を負担するものとする。

2 利用者負担額は、月額とし、利用する月の末日までに納付するものとする。

3 利用又は廃止における当該月の利用者負担額については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平成31年4月1日以降に事業の実施について委託を受けた事業者の装置の設置日の属する月は当該装置に係る利用者負担額は発生しないものとする。
- (2) 平成31年4月1日以降に事業の実施について委託を受けた事業者の装置の設置の廃止日の属する月は当該装置に係る利用者負担額の全額を負担するものとする。
- (3) 平成31年3月31日以前に事業の実施について委託を受けていた事業者の装置の設置を行っている利用者が平成31年3月31日以前の契約事業者から契約事業者が変更された後に変更後の事業者の装置の設置を廃止する場合は、廃止日の属する月は利用者負担額の全額を負担するものとする。
- (4) 平成31年3月31日以前に事業の実施について委託を受けていた事業者の装置の設置を行っている利用者が平成31年3月31日以前の契約事業者から契約事業者が

変更された後に変更前の事業者の装置の設置を廃止する場合は、廃止の日が月の15日以前の場合は利用者負担額の2分の1の額とし、16日以後の場合は利用者負担額の全額とする。

4 利用者は、引き続き装置の設置を受けようとするときは、毎年度6月30日までに、茨木市緊急通報装置設置継続申請書（様式第6号）に次の各号のいずれかの書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 利用者及び利用者が属する世帯員の当該年度の市町村民税の証明書

(2) 生活保護適用に関する証明書

5 市長は、毎年度6月30日までに、7月1日から翌年の6月30日までの利用者負担額を決定し、利用者に対し、茨木市緊急通報装置利用者負担額決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（費用の返還）

第10 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、装置の設置に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により装置の設置を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（関係機関との連携）

第11 市長は、この事業の実施に当たって、民生委員・児童委員、消防機関、茨木警察署等の関係機関と密接な連携を図り、地域社会における高齢者等援護体制の組織化を図る等、事業の円滑な運営に努めるものとする。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、装置の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

（実施時期）

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

（茨木市重度身体障害者等緊急通報装置設置要綱の廃止）

2 茨木市重度身体障害者等緊急通報装置設置要綱（平成元年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年9月11日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年6月9日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る緊急通報装置の設置について適用し、同日前の申請に係る緊急通報装置の設置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱別表の規定は、この要綱の実施の日以後に緊急通報装置の設置又は事業者の異なる装置の廃止及び設置（次項において「交換」という。）を行った者について適用し、この要綱の実施の際、現に改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱（次項において「改正前の要綱」という。）の規定に基づいて緊急通報装置の設置を行った者（この要綱の実施の日以後に緊急通報装置の交換を行った者を除く。）については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱に基づき緊急通報装置の設置を行った者のうち、この要綱の実施の日以後に緊急通報装置の交換を行った者の当該交換を行った月の利用者負額については、交換前の緊急通報装置に係る利用者負担額を負担

するものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る緊急通報装置の設置について適用し、同日前の申請に係る緊急通報装置の設置については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月20日から実施する。
(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市緊急通報装置設置事業運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表

緊急通報装置利用料負担基準

利用者世帯の階層区分	利用者負担割合
生活保護法（昭和25年法律第114号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯	緊急通報装置1台当たりの委託料の0%
市町村民税非課税で同居世帯に課税者がいる者又は本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の者	緊急通報装置1台当たりの委託料の50%
本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の者	緊急通報装置1台当たりの委託料の100%

備考

- 1 この表において「市町村民税非課税」とは、当該年度の市町村民税（特別区民税を含む。）が非課税（申請日が4月1日から6月30日までの間にあつては、前年度の市町村民税が非課税）をいう。
- 2 毎年1月1日から6月30日までの間に申請をする場合においては、「前年」とあるのは「前々年」とする。

年 月 日

（申請先） 茨木市長

緊急通報装置の設置について、次のとおり申請します。

茨木市緊急通報装置設置申請書

フリガナ				
利用者氏名				
利用者住所	〒 茨木市			
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日（ 歳）			
電話番号	（ ）			
同居世帯員の氏名	氏名（世帯員1）	続柄	氏名（世帯員2）	続柄
	氏名（世帯員3）	続柄	氏名（世帯員4）	続柄
家族等 緊急連絡先	氏名	住所	続柄	電話番号
				（ ） （ ）
				（ ） （ ）
				（ ） （ ）
同意書				
<p>茨木市緊急通報装置利用者負担額の確定審査に必要なときは、私の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。</p>				
利用者氏名 _____ 世帯員氏名 _____ 世帯員氏名 _____ 世帯員氏名 _____ 世帯員氏名 _____				
<p>見守り訪問活動に必要なため、緊急通報装置が設置されたことを、茨木市長が民生委員に情報提供することに同意します。</p>				
利用者氏名 _____				

様式第2号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市緊急通報装置設置決定通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置の設置について、次のとおり決定しましたので通知します。

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 利用者氏名 | |
| 2 | 決定日 | |
| 3 | サービスの内容 | 緊急通報装置設置 |
| 4 | 利用者負担額 | 円 |

<注意事項>

次の要件に該当する場合は、速やかに届け出て下さい。

- 1 市内転居するときあるいは市外に転出するとき。
- 2 死亡したとき。
- 3 3か月を超える入院・入所があったとき。
- 4 鍵の追加・変更が生じた場合。
- 5 電話回線の種別を変更するとき。
- 6 世帯員の状況に変更があったとき。

様式第3号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市緊急通報装置設置不承認決定通知書

年 月 日付けの緊急通報装置の設置の申請について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

1 利用者の氏名

住所

2 不承認の理由

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

（届出者）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

茨木市緊急通報装置設置廃止届

緊急通報装置の設置の廃止について、次のとおり届け出ます。

利 用 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
廃 止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 の 理 由		

様式第5号（第8関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市緊急通報装置設置廃止通知書

年 月 日付け茨 第 号に係る緊急通報装置の設置について、次のとおり
廃止したので通知します。

1 利用者氏名

2 廃止

年 月 日

3 廃止の理由

(1) 転出のため

(2) 死亡のため

(3) その他 ()

様式第6号（第9関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

緊急通報装置の設置の継続について、次のとおり申請します。

茨木市緊急通報装置設置継続申請書

フリガナ	
利用者氏名	
利用者住所	〒 ー 茨木市
電話番号	()
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日 (歳)

同意書

茨木市緊急通報装置利用者負担額の確定審査に必要なときは、私の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

利用者氏名 _____
世帯員氏名 _____
世帯員氏名 _____
世帯員氏名 _____
世帯員氏名 _____

様式第7号（第9関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市緊急通報装置利用者負担額決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市緊急通報装置設置継続について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 決定日
- 3 サービスの内容 緊急通報装置設置
- 4 利用者負担額 円